

鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル（平成28年4月改訂版）正誤表

平成28年6月27日 作成

平成28年6月30日、同年7月20日、同年8月2日、同年10月11日、平成29年2月16日、平成31年1月22日 追記

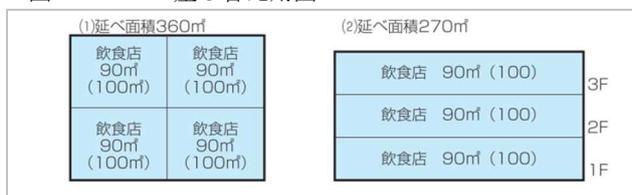
本書において下記のとおり、誤りがございました。
 内容を訂正すると共に、皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。
 恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。
 この表は次のURLに掲載していますので、随時ご確認ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81585>

頁	訂正箇所	誤	正
7	表の列標題	案内設備付近の回転灯・電光表示装置等	案内設備付近の回転灯・電光表示装置等
8	ページ下部の表の列標題	準移動等円滑化経路 <u>準</u> 視覚	準移動等円滑化経路
8	ページ下部の表の列標題	障害者移動等円滑化経路	<u>準</u> 視覚障害者移動等円滑化経路
10	移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路の例	道部分の点字ブロックは接続部以外は青で無くても良い	
12	6 複合用途の場合の基準適合義務の取扱いの（参考：～）以下の図		（下の図1で置き換えて下さい）
13	制限の緩和の解説	（条例第23条第2項）	（条例第22条第2項）
23	基準の解説	⑤100㎡以上の場合において、玄関出入口前に降雨、降雪時に高齢者、障害者等が濡れることなく傘を差すことができる空間を確保するための規定である。	⑤玄関出入口前に降雨、降雪時に高齢者、障害者等が濡れることなく傘を差すことができる空間を確保するための規定である。
31	表の列標題	（条令第19条第2項第2号ウ） 高齢者、障害者等が休憩できる場所	（条令第19条第2項第2号エ） 高齢者、障害者等が休憩できる場所
35	整備基準の解説	⑤段部分の上段に近接する踊場の部分には点字ブロック等が敷設すること。	⑤段部分の上段に近接する踊場の部分には点字ブロック等を敷設すること。
41	建築物移動等円滑化基準	①（1）段差解消機の基準（平成12年建設省告示第1413号第1第七号）に規定するものとする。	①（1）段差解消機の基準（平成12年建設省告示第1413号第1第九号）に規定するものとする。
44	便所の配置例の一番左の図及び左から3番目の図		（下の図2で置き換えて下さい）
50	図「敷地内通路の整備例」中、玄関ポーチの階段下端部の点状ブロックからの引き出し先文字	○点状ブロック等の敷設	点状ブロック等の敷設
51	参考とすべき項目のひとつの項目	●傾斜路及び段の上端、に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意換気用床材を敷設する。	●傾斜路及び段の上端、 <u>下端</u> に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意換気用床材を敷設する。
52	図「敷地内通路（階段、傾斜路）の例の階段下端部の点状ブロックからの引き出し先文字	○点状ブロック等の敷設	点状ブロック等の敷設
57	建築物移動等円滑化基準	④ ①の設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、 <u>次</u> の場合はこの限りでない。	④ <u>次に掲げる場合は、①の設備の</u> 付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、 <u>知事が認める場合は</u> この限りでない。

64	観覧席の整備例（平面図）	通路の内法120cm以上	○通路の内法120cm以上
119	1 鳥取県福祉のまちづくり条例（）内	（平成28年4月1日 鳥取県条例第2号）	（平成20年3月28日 鳥取県条例第2号）
125	（施行期日）	附 則（平成27年条例第2号）	附 則（平成27年条例第55号）
126	各種学校又は専修学校の区分内	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合
171	チェックリスト エレベーター及びその昇降ロビー	①不特定かつ多数の者が利用する 2,000㎡以上の建築物であるか	①不特定かつ多数の者が利用する 1,000㎡以上の建築物であるか
175	移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路の例	道部分の点字ブロックは接続部以外は青で無くても良い	

<図1：P.12の差し替え用図>



<図2：P.44の差し替え用図>※和便器各1箇所を洋便器に修正

